

令和7年度 赤穂市立有年中学校

生徒心得



令和6年度 生徒会スローガン

() 年 () 組

名前 ()

1. 服装について

登下校時の服装

- 服装は、学校指定の制服、体操服を着用のこと。
※早朝練習がある時は体操服登校可。ただし、制服は必ず持ってくる。
- 下校時は体操服や練習着でも可。
- 冬期、登下校は制服の上に派手な色や柄でない防寒着を着用してもよい。
- 雨天時のカッパは、できるだけ白、紺。
※登校時、スカートの場合は体操服を着用した上にカッパを着用してもよい。

校内生活での服装等

☆制服(ブレザー)

◆冬季◆

[ブレザーについて]

- 学校指定ブレザーを着用すること。
(ズボン・スカートの選択は自由)
- ネクタイ又はリボンは学校指定のものを着用すること。(選択は自由)
- ボタン・尾錠・尾錠止めは学校指定のものを着用すること。
- 名札(校章入り)は、名札吊りにつける。



[中着について]

- 中着は、有年中指定のカッターシャツを着用すること。
 - ・裾(すそ)は、ズボン・スカートの中に入れること。
- 中着の上には防寒着としてカーディガンやセーターを着てもよい。
 - ナイロンのもの、派手な色や柄のものは不可。
 - 防寒衣の上には必ずブレザーを着るようにする(防寒衣を目立たせない)。
 - ネクタイやリボンが隠れてしまわないようVネックタイプのもの。

[名札について]

- ・学校で、一括注文して入学式後の学級開きで配布。

◆夏季◆

- 有年中指定の半袖又は長袖ポロシャツ
 - ・裾はズボン・スカートに入れること。
 - ・襟に有年中学校の頭文字「U」のデザイン文字が入る。

◆夏冬共通◆

- 有年中指定のズボンまたはスカートを着用すること。
(同じ柄の夏用のズボン・スカート有)

[ズボンの場合]

- ・ストレートのズボン
- ・ベルトは黒でデザインやバックルが派手でないもの。

[スカートについて]

- ・丈は、膝が隠れる程度。
- ・防寒着としてタイツ等を着用してもよい。(スパッツ等足首までのものも可)
 - ※色は黒またはベージュで無地。
 - ※行事や体育のときなどは着用についての指定をする場合もある。

◆その他服装について◆

[体操服について]

半袖シャツの裾はズボンに入れること。

[靴下について]

- 白または黒色の靴下（ワンポイントは可） ※柄(ライン等)は不可
※体育祭や体育の内容によっては、安全面を考慮し、白色やくるぶしが隠れる長さ
と指定する日（期間）もある。

[上靴について]

- 体育館シューズを兼ねる（かかと後ろに名前をかく）

[靴について]

- 白の運動靴
 - ・運動に適したひも靴。
 - ・色ラインのないもの。
 - ・必ず名前をかく。（ベロの部分など書くのが好ましい）
 - ・スニーカータイプや靴底が平らなものは禁止とする。

[ひざかけについて]

- 天候や空調の加減などで寒さを感じる時にはひざかけを使用してよい。
 - ・派手な色や柄のものは不可。
 - ・使用するときには事前に先生に申し出ること。

2. 身だしなみについて

頭髪

- 頭のサイドや襟足、頭頂部などの髪の長さが他と極端に違うなどは禁止。
※散髪をしてもらう際に自分で伝える。
- 整髪料は使用しない。
- パーマをあてたり、脱色・染色はおこなわない。
- 前髪は目に、後ろ髪は肩にかからないこと。かかる場合は、黒・紺・茶等のゴム又はヘアピンでまとめる。
※頭髪について不安があるときは事前に相談する。

眉(まゆ)毛

- 自然なままで、剃ったりぬいたりなど手を加えない。

その他

- ピアス、イヤリング等は身につけない。
- 香水等は使用しない。
- 下着は、ポロシャツや体操服になったとき透けにくいもの。
- ハイネック等制服から中着が見える服装は禁止。
- つめ…マニキュアなどの装飾をしない。
- ※ 服装や頭髪等で違反があった場合は、すぐに着替えるか、家に帰って着替える。
頭髪については美容院で直してから登校する。

3. カバンについて

- 有年中指定のカバンで登校する。
 - ・できるだけ荷物を一つにまとめる。
 - ・どうしても指定のカバンに入りきれない物は、サブバックを用意してもよい。

その他の心得

- ※ 授業は基本制服で受ける。(指定がある場合は除く)
- ※ 授業や部活に必要な物以外は持ってこない。
- ※ 不要物があった場合は、預かり、保護者に返却する。
- ※ カッターなどの危険な物は持ってこない。

4. 通学について

- 交通安全に対する知識を認識し、悲惨な交通事故や交通上のトラブルのない楽しい生活が過ごせるように注意しよう。
- 周囲の状況に気を配り、誰もが安心して気持ちよく通行できるよう心がける。

通学路 別図「有年中学校 通学路」を参照してください。

自転車通学について

【自転車通学対象者】

- 全校生徒（自転車通学許可書を提出する）
 - ※ 状況に応じて徒歩通学でも可

【自転車の型等】

- 自転車
 - ・普通車であること。
 - ・ハンドルの角度は水平以上(ドロップハンドルは不可、極端に上げるのも不可)
 - ・直立スタンド（まっすぐに立つもの）
 - ・後ろ荷台が付いているもの。
 - ・前後どろよけがあること。
 - ・サドルの高さは停車時に両足の足先が地面につく高さにする。
 - ・サドルよりもハンドルが上にあり、極端に差がないこと
- 安全装置
 - ・ブレーキ ・ベル ・前照灯
 - ・尾灯もしくはそれに変わるもの（反射テープ等）
- 防犯のために
 - ・盗難予防のための錠をつける。駐輪する際はしっかりとカギをしめる。
- 雨天時の安全のために
 - ・合羽（カッパ）を必ず着る。
- ※ 自転車保険に必ず加入していること。（平成 27 年 10 月 1 日から義務化）

【自転車乗車時の遵守事項】

- ・ヘルメットを正しく着用する。(令和5年4月1日から義務化)
※安全基準を満たした製品であること。
- ・必ずタスキを着用する。
- ・本校で定められた通学路を通行する。
※寄り道，帰宅途中での長話などしない。
- ・雨天時はカッパを身につける。
- ・二人乗り・片手運転・並進・はみ出し運転などをしない。
- ・荷物（カバンなど）は後部荷台にしっかり固定しておく。
- ・前かごに重いものを入れない。(転倒や操作ミスに繋がる)
- ・交差点では必ず，左右の安全確認をし，飛び出しや斜め横断をしない。
- ・その他一般交通ルールを守るとともに，地域の人から注意を受けたときには素直に反省をする。

【交通安全誓約書】

- ※ 常に交通安全の意識を持つことを目的とし，全員に配布する。
- ・保護者署名の上，担任に提出する。

【違反事項】

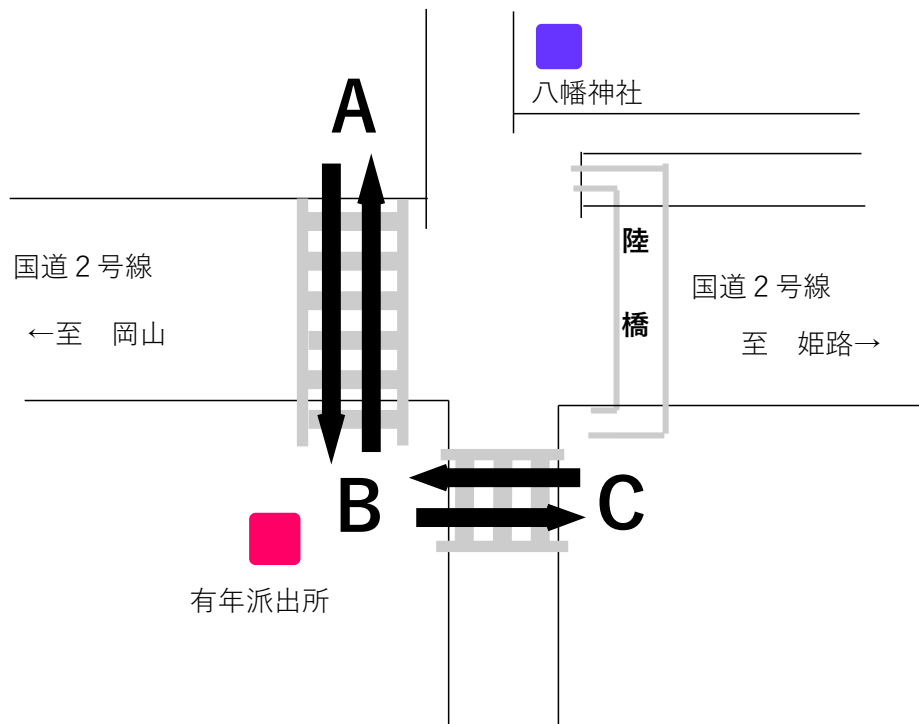
- ※ 自転車の場合
 - ・二人乗り ・ノーヘル ・ノータスキ ・一旦停止無視 ・歩道橋での乗車
 - ・整備不良(ハンドルやサドルの不適切な高さを含む)
 - ・無灯火
 - ・その他スピードの出し過ぎなど事故につながるような危険な運転
- ※ 徒歩の場合
 - ・事故につながる行為。
- ※ 自転車・徒歩共通
 - ・通学路違反 ・歩道橋，横断歩道以外での国道横断

【違反についての罰則】

- ※ 1回目…警告、保護者連絡、悪質な場合は、別途協議する。
- ※ 2回目…1日間の徒歩通学
- ※ 3回目以降…学校で協議する。自転車通学許可取り消しもある。

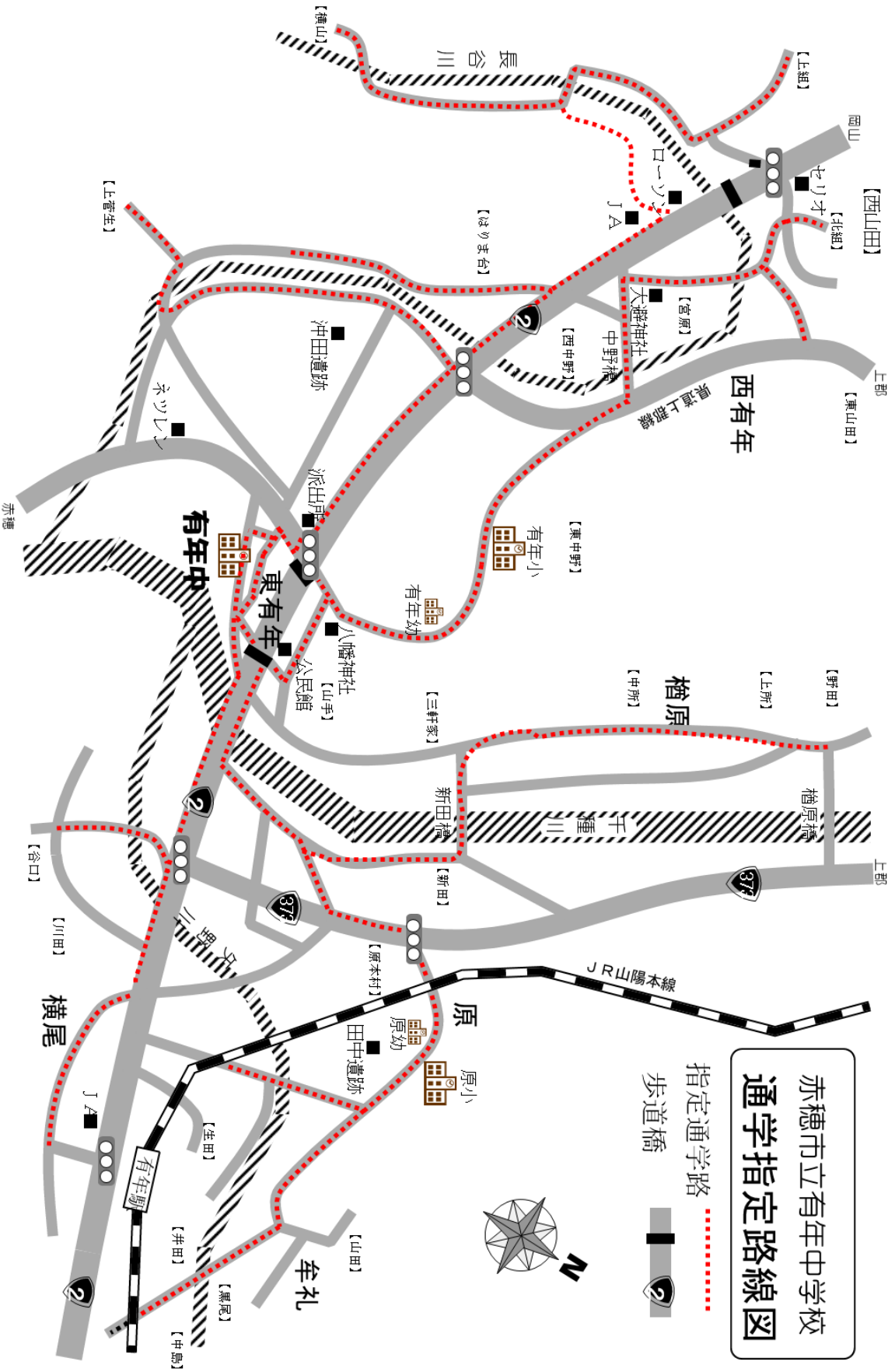
国道2号線 有年派出所付近の自転車横断について

- 登校時はA→B→Cの順に渡る
- 下校時はC→B→Aの順に渡る
- 信号のところでは必ず一旦停止をし、安全を確認してから横断すること。



- ※ 原小校区の人は有年公民館東側の歩道橋を利用すること。
歩道橋を渡る際には、自転車を降り、自転車を押して通行すること。
それ以外の場所での2号線横断はしない。
ただし、雪や凍結等で歩道橋に危険があると判断した時は、有年派出所前を横断すること。

通学路线图



赤穂市立有年中学校
通学指定路線図

指定通学路
歩道橋

